

減免制度

この制度は、子育て及び在宅介護等の支援策として
経済的負担の軽減を図る目的で行うものです。

減免の対象となる物

●おむつ等

- ・紙おむつ
- ・紙パンツ
- ・尿取りパット
- ・パウチ

●在宅医療廃棄物（注射針以外～注射針はかかりつけの病院にご相談ください。）

- ・注射筒（針以外の部分）
- ・ビニールバック類
- ・チューブ、カテーテル類
- ・脱脂綿、ガーゼ等

●町長が特に認める物

- ・防風林など私有地以外から飛散してきた枯れ葉

出し方

- 透明・半透明の袋に入れ「燃やせるごみの日」に出してください。無料収集します。



- ・他のごみが混入されていた場合は収集できません。
- ・家庭から排出される敷地内の枯れ葉は、自己のごみとして有料指定袋で出してください。